

## いただいた御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	<p>(認可出力までの出力増、という記載を改めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 3の1行目について、「認可出力までの出力増」という記載を、「最大出力(注)までの出力増(注)その時点の気象条件下における最大出力」等に変更していただきたく思います。</li> <li>・ 速やかな出力増が可能な状態であっても、気温上昇・気圧低下等により発電機が認可出力まで出力できないことがあります。このようなケースを情報開示の対象としてしまうと、開示される停止情報の件数が過度に増え、H J K Sが適切な情報発信の役割を果たせなくなることを懸念しています。</li> </ul>	<p>前提として、気象条件に係る低下量が、公開要件である「継続24時間以内において合計240万kWh以上」の出力低下に該当する場合には、出力低下事象として、公開が必要となります。また、本ガイドラインでは、発電ユニットの登録基準を、全ての電源種について「認可出力10万kW以上の発電ユニット」としており、一部の電源種のみを念頭に、「最大出力」といった現行ガイドライン上にはない用語を持ち込むと、そこに新たな解釈の余地を生み、ルールが不明確になるという懸念もあるかと考えます。ガスタービン機等における気温による制約は、特に夏場などは制約量が軽微なものとも言い難い規模で発生すると認識しており、そういった場合には、市場参加者への情報提供を不要とするのは適切ではないものとも考えられます。</p> <p style="text-align: right;">これらを踏まえ、現行の記載のままとさせて</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
		いただければと思います。
2	<p>(系統制約に伴う出力低下について、公表の必要性を明記すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 3 の 9～13 行目について、送電線の作業停止に関する送配電事業者からの情報に基づき、発電ユニットの継続的な出力低下を予定している場合について、該当箇所に公表対象の事例として明記いただくことが適切かと思えます。ご検討をお願いします。</li> <li>・ 送電線の作業停止に関する送配電事業者からの情報に基づき、発電ユニットの継続的な出力低下を予定している場合については、ガイドライン改定前に引き続き、公表対象であると承知しております。しかし、「発電事業者が意図して行うものではないため公表の必要性がない」との解釈も可能であり、発電事業者が開示を見送る可能性がございます。発電事業者毎に解釈が分かれ得る状態は適切ではないと考えます。つきましては、系統制約に伴う出力低下について、公表の必要性を明記いただきたく思えます。</li> </ul>	<p>ご指摘の通り、当該事象については改定前後にかかわらず、公開対象となっております。</p> <p>また、その旨は「よくあるご質問」Q6-6に記載しており、発電事業者毎に解釈が分かれうるものではないと思料します。</p>
3	<p>(計画停止の際の停止開始時期についても公表対象である旨を明記すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 6 の表について、改定案では計画停止の際の公表項目に「停止開始時期」を記載することが明確になっていないので、「停止開始時期」も公表対象であると分かるような記載に変更いただきたく思えます。</li> <li>・ 従来は「停止を予定する期間」が公表項目であったため、HJKSには停止開始時期と停止終了時期が登録されていましたが、ガイドライン改定後も「復旧予定時期」とあわせて「停止開始時期」も公表するものと承知してい</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、計画停止および出力低下に係る公表内の表中に、「停止の開始時期」「出力低下の開始時期」をそれぞれ追記いたします。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>ます。つきましては、この点が分かるような記載に改めていただきたく思います。</p>	
4	<p>出力低下等が見込まれ、それが公表された場合、関係者（国、自治体、他の事業者、消費者等）の次のアクションはどのように想定されているのでしょうか？</p>	<p>本ガイドラインで公表が求められる計画・計画外停止や出力低下事象については、卸電力市場におけるインサイダー規制の観点から、卸電力取引市場（JEPX）の発電情報公開システム（HJKS）にて公開されます。発電事業者や小売事業者といった市場参加者は、本ページで公開された情報に基づいて、卸電力取引市場への入札を行うこととなります。</p> <p>また、発電機の停止や出力低下については、本ガイドラインの公表事項とは別に、必要な情報が発電事業者から広域機関・送配電事業者・行政への連絡がなされ、その情報を踏まえて、状況に応じた対策を検討することとなります。小売事業者が市場価格の高騰を予想した場合には、消費者・需要家の皆様に対するディマンド・レスポンス等の要請を行なうことも考えられます。</p>